

## 富山県済生会高岡病院白衣等洗濯業務委託仕様書

- 1 品 目 富山県済生会高岡病院白衣等洗濯業務委託
- 2 目 的 富山県済生会高岡病院（以下「甲」という。）が所有する職員の白衣等に関し、衛生的で清潔に使用できるよう、受託者（以下「乙」という。）に洗濯業務を委託するもの。
- 3 委託契約期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日（1 年間）
- 4 履行場所 高岡市二塚 387-1 富山県済生会高岡病院内
- 5 洗濯業務
  - (1) 対象物品 病院で所有する職員の診察衣、白衣、白ズボン（看護師以外のもの）等
  - (2) 収集場所 病院が定める場所より回収し、定める場所に納品すること。  
また回収は毎週月曜日に行い、翌月曜日に納品すること。
- 6 受託者の責務
  - (1) 業務の実施方法

乙は、本業務を遂行するにあたって、医療法及びクリーニング業法その他関係法令を遵守し、信頼を失うことのないように細心の注意を払うこと。

乙は、医療法施行規則第 9 条の 9 及び第 9 条の 14 に定めるところによるほか、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号）の別添 1 「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」及び「医療関連サービスマークの寝具類洗濯業務に関する基準（認定基準）」を遵守すること。

乙は、本業務に関して、業務の適正化及び標準化を図るための「標準作業書」及び受託する業務の内容、方法等を明らかにするための「業務案内書」をそれぞれ整備し、甲から開示の求めがあったときは、速やかに提示できるように備えておくこと。
  - (2) 一般的注意事項

乙は、本業務を遂行するにあたって、履行場所が公的医療機関として住民に適切な医療サービスを提供するところであることを認識し、身だしなみ、言葉遣いなどに十分配慮すること。
  - (3) 守秘義務

乙は、本業務上、直接・間接を問わず知り得た甲の業務内容及び個人情報等について、一切他人に漏洩することのないよう、関係法令を遵守して契約の履行に当たるものとする。また、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(4) 統括責任者の選任

乙は、乙の従業員のうちから本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を選任し、甲に届け出なければならない。

(5) 統括責任者の責務

統括責任者は、本業務を遂行するにあたっては、甲の担当者と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者を指揮監督するものとする。また、統括責任者は本業務を遂行するにあたり、洗濯物品の汚破損、積み込み中の事故及び運搬中の交通事故等、不測の事態が発生した場合、速やかに必要な措置をとり、甲に報告するものとする。

この他、甲から洗濯の仕上がり等についてクレーム等があった場合には、迅速に必要な措置を取り、その結果を甲に報告するものとする。

(6) 業務従事者の指導教育等

乙は、業務従事者に対して、本業務を遂行する上で必要な教育訓練を行わなければならない。また、定期的に健康診断を行って業務従事者の健康管理に留意すること。併せて甲の施設で業務する従事者の名簿を甲に提出するとともに、その業務従事者に名札を着用させること。

(7) 業務を円滑に遂行するとともに、洗濯物品の納品時には、複数人により仕上がり状態の確認を行い、十分満足できるように努めること。なお、前述の内容に不備があり、甲による再三の指摘においても改善が見られない場合は、契約中であっても甲が契約を解除する場合もあるもの。

(8) 甲の施設内では、感染症に感染する恐れがあるため、感染防止対策として、手袋、マスク等を着用するとともに、手洗い、うがい等も励行すること。また、冬季のインフルエンザ及びノロウイルス等の流行期においても同様に注意すること。また、乙は、常に従事者の健康管理に注意し、乙が感染の危険のある疾患に感染したときは、当該従事者を作業に従事させないこと。

## 7 服務規程

(1) 乙は、本業務に関する契約書、仕様書及び指示事項等について十分統括責任者等に周知させ、業務を円滑に進めるよう指導すること。

(2) 本院の一員であるという認識を持ち業務を行うこと。

(3) 本院内外において来院者と接する場合は、親切に対応し、来院者に不快の念を与えないようにすること。

(4) 緊急時及び業務上必要時以外は、事務室及び病室、その他甲の業務が日常行われている場所に立ち入らないこと。

(5) 衛生管理には特に注意し、感染予防と汚染拡散防止に努めること。

(6) 事務室及び病室等各室の入退室時には、声掛けを行うこと。

8 作業実績報告書の提出等

乙は、本業務について、毎月、取扱数量等の作業実績報告書を甲に提出し、本業務の履行状況について甲の確認を受けなければならない。

9 委託料の請求

乙は、前項の確認終了後、甲の指定する方法で当該委託料を請求するものとする。

10 履行場所の確認

本業務を行おうとするものは、契約締結前に履行場所を下見し、洗濯物の収集・納品場所の状況について確認するものとする。

11 再委託の禁止

乙は、本業務を自ら行うものとし、他の物にその処理を再委託してはならない。

12 業務の引継ぎ

乙は、委託業務締結後速やかに、現在の受託者との間で引継ぎを行うものとする。また、本業務の契約年度において、次期受託者が決定したときは、乙の契約期間が終了するまでの甲が必要と認める期間、本契約の遂行に必要な引継ぎを次期受託者に行い、甲の業務に支障をきたすことがないよう協力しなければならない。なお、引継ぎに要する一切の費用は乙の負担とする。

13 疑義事項

乙は、業務の遂行において、本仕様書について疑義を生じた場合は甲と協議するものとする。

14 入札金額について

(1) 契約は単価契約とする。

(2) 入札に当たっては、甲が提示する1年間の想定使用量(別添)を基に算出した1年間の総費用額(消費税抜き)で入札することとし、その最低額で入札した業者と総費用額算出の根拠となった品目毎の単価で契約するものとする。

ただし、想定使用量については発注件数を保証するものではない。

(別添)

白衣等洗濯業務 対象物品の年間想定使用量

品目	想定使用量
診察衣	2,210 枚
白衣	3,400 枚
白ズボン	3,980 枚
ベットカバー	95 枚
毛布 S	6 枚
サイドレールカバー	660 枚
タオルケット	270 枚
胸ベルト	1 枚
毛布	55 枚
枕カバー	18 枚
枕	1 個
平シーツ	2 枚
上衣	8,880 枚
改良服(つなぎ)	1,440 枚
手術着	1,850 枚
ガウン	35 枚
防水 T シャツ	18 枚
ズボン	8,030 枚
防水ハーフパンツ	11 枚
黒ズボン	10 枚
洗濯代(靴下)	16 枚
ブランケット(小) 100cm×75cm	1,550 枚
ブランケット(大) 100cm×155cm	1,920 枚
バスマット	4,170 枚
バスタオル	2,380 枚
フェイスタオル	60 枚
おしぼり	1 枚
カーペット 2 帖	24 枚
カーペット 3 帖	6 枚

以上